

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積りをした者と契約を締結する方法です。

令和7年12月26日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

1 見積合わせに付する事項

(1) 物件名 物件番号1 自動撮影カメラ外

(2) 規格及び数量 別紙「仕様書」のとおり

ただし、別紙「仕様書」において「同等品事前確認」を「要」としている品名について品質・規格欄の同等品を納入する場合は、同等品であることを証明する書類を令和8年1月15日（木）午後5時までに、以下3の場所に原則メールにて提出すること。

なお、同等品の承認については、以下3の場所から連絡する。

(3) 納入場所 別紙「仕様書」のとおり

(4) 納入期限 令和8年3月25日（水）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格）の『物品の販売』においてA、B、C又はDの等級に登録され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。又は、四国森林管理局随意契約登録者名簿の登録者であること。なお、随意契約登録者名簿に登録されていない者であっても、所定の手続を行い、契約の履行が確実と認められた場合は随意契約登録者名簿に登録することができますので、以下の3に示す担当までお問い合わせください。

(3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記(2)の証明書類及び委任状がある場合は見積書提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先、同等品であることを証明する書類及び見積書の提出場所

四国森林管理局 経理課 担当：企画係長
〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30
電話 088-821-2060
メール shikoku_keiri@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書等（見積書及び見積内訳書を言う。以下同じ。）は公示日（午前9時から）受け付け、令和8年1月21日（水）午後5時を提出期限とします。ただし、紙により提出する場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。
- (2) 見積書等の提出は、電子調達システムにより提出してください。電子調達システムによりがたい場合は、持参、郵送による提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書等は無効とします。また、持参又は郵送による場合、見積書等は封筒に入れて封緘し、その封皮に見積者名、宛名及び見積件名を記載してください。詳細は「四国森林管理局署等随意契約見積心得」第3条によること。

見積心得は、四国森林管理局ホームページ上の以下の場所に掲載。

[\(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html\)](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html)

- (3) 電子調達システムで提出する場合の見積額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含まない総額を入力してください。紙により提出する場合の見積書等は、別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税を含まない総額を記載してください。また、どちらの場合も別添の内訳書及び上記2（4）の書類を添付してください。内訳書の様式は任意ですが、内訳書の各項目は消費税を含まない金額を記載し、見積書の金額と一致する合計金額が記載されていること。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で電子調達システムにより行い、その結果については見積書の提出期限以後、概ね1～2日（閑庁日除く）中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

「四国森林管理局署等随意契約見積心得」第4条のとおり。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、電子調達システム上で電子くじにより契約の相手方を決定します。

9 契約書等作成の要否について

契約案のとおりとし、電子調達システムにおいて電子署名により締結することを原則とします。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、紙による契約書も作成できます。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 納入検査完了後の支払いに当たっては、適正な支払請求書が到達した日から30日以内に代金をお支払いします。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。